

# トレンド 語り

社会の変化や課題がそれに対応する新たな法律や改正を生み出してきた。今、あらゆるモノがネットにつながる「IoT」や人工知能(AI)などの新技術が、産業構造を劇的に変化させている。ソフトウェア、ネットワーク、データ、サービスなどを組み合わせたも

橋本 虎之助

## 社会変化と法改正

## 意匠権の保護対象が拡充

のが、日々の生活にぐく目然に入り込む。

2019年5月17日、特許法等の一部を改正する法律が公布された。施行期日は公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日などとしている。とりわけ目を引くのは意匠法改正だ。まず1つ目は保護対象の拡充。建築物の外

### 令和元年意匠法改正のポイント

- ① 保護対象の拡充(画像、建築物、内装のデザインが保護対象)
- ② 関連意匠制度の見直し
- ③ 意匠権の存続期間の変更
- ④ 意匠登録出願手続きの簡素化
- ⑤ 間接侵害規定の拡充

観は米国、欧州では意匠権による保護対象になっていた。わが国の意匠権の保護対象は明治21年(1888年)に意匠条例が制定されて以来、「物品」(有体物である動産)の形状や色彩などに限られていた。

今回の改正で「物品」の壁がこじ開けられた。意匠権の保護対象が、物品に記録・表示されていない画像や建築物の外観、内装のデザインにまで拡充された。意匠権は米国、欧州では意匠権による保護対象になっていた。わが国の意匠権の保護対象は明治21年(1888年)に意匠条例が制定されて以来、「物品」(有体物である動産)の形状や色彩などに限られていた。

今回の改正で「物品」の壁がこじ開けられた。意匠権の保護対象が、物品に記録・表示されていない画像や建築物の外観、内装のデザインにまで拡充された。

意匠権の出願可能期間を本意匠の出願日から10年以内までに延長し、関連意匠にのみ類似する意匠の登録も認められた。今回の改正を受けて、新たな出願人による意匠登録出願などにより、意匠登録出願が拡大、活性化することが期待される。

2つ目は関連意匠制度の見直し。一貫したコンセプトに基づき開発されたデザインを保護可能とした。関連意匠の出願可能期間を本意匠の出願日から10年以内までに延長し、関連意匠にのみ類似する意匠の登録も認められた。今回の改正を受けて、新たな出願人による意匠登録出願などにより、意匠登録出願が拡大、活性化することが期待される。

(橋本総合特許事務所所長、弁理士)